

土地改良管理施設他目的使用申請書

〈当初〉 〈更新〉
平成 年 月 日

東根市土地改良区
理事長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話

貴土地改良区が管理しているところの土地改良施設を、下記のとおり他の用途又は目的に使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 使用の対象となる土地改良施設の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

2. 使用の用途又は目的

3. 使用の方法又は工作物件及び施設の構造

4. 使用の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. 添付書類

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 施設構造図 (4) 実施設計書
- (5) 求積図 (使用対象範囲の面積及び距離等を記載すること)

6. その他参考となる事項

土地改良管理施設他目的使用契約書

管理者 東根市土地改良区 理事長 (以下「甲」という。)と
他目的使用者 (以下「乙」という。)は、
甲が管理する土地改良施設 (以下「施設」という。)を東根市土地改良区定款第4条第3項の
規定に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、
乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる施設は、次に掲げるものとし、別添図面のとおりとする。

種目	種類	所在	数量	使用に係る施設の範囲
				別紙、土地改良管理施設他目的使用申請書添付書類にて示すとおり。

第3条 甲は、前条の施設を、次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるもの
とする。

用途または目的	使用の方法
	別紙、土地改良管理施設他目的使用申請書添付書類にて示すとおり。

2 乙は、前条の施設を、前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならない
ものとする。

第4条 使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第5条 維持管理協力費は、1箇年 ¥ 円とする。

第6条 乙は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの維持管理協
力費を甲の発行する納入告知書により指定する期日までに納入するものとする。

第7条 乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議
し、その指示を受けるものとする。

(別記様式第1号の3)

第8条 乙は、当該使用により甲の管理する施設に損害を与え又は与えるおそれがあるときには、甲の指示により乙の負担において必要な措置をするものとする。

第9条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき又は他目的への使用する必要がなくなったときは、速やかに他目的への使用に係る施設を現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条 甲は、乙が、この契約に定められた事項及び別紙添付の使用条件に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第11条 この契約にあたり連帯保証人は、乙に債務不履行が生じた場合は、その責を負うものとする。

第12条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき又はこの契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証明するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 管 理 者 山形県東根市
東根市土地改良区
理事長 印

乙 他目的使用者

丙 連帯保証人

土地改良管理施設他目的使用申請書

※該当する方を丸で囲む

〈当初〉 〈更新〉

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東根市土地改良区
理事長 殿

申請者 住所 東根市大字野川 2074-93
氏名 土地 太郎 印 ※押印を忘れずに！
電話 0237-44-2820

貴土地改良区が管理しているところの土地改良施設を、下記のとおり他の用途又は目的に使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 使用の対象となる土地改良施設の範囲

- (1) 東根市大字観音寺字大門 206-1 の先
- (2)
- (3)

2. 使用の用途又は目的

合併処理浄化槽処理水の放流

3. 使用の方法又は工作物件及び施設の構造

別紙のとおり

4. 使用の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

5. 添付書類

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 施設構造図 (4) 実施設計書
- (5) 求積図 (使用対象範囲の面積及び距離等を記載すること)

※添付書類に不足があれば許可しませんので、添付忘れが無いように！！

6. その他参考となる事項

土地改良管理施設他目的使用契約書

管理者東根市土地改良区理事長（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を東根市土地改良区定款第4条第3項の規定に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる施設は、次に掲げるものとし、別添図面のとおりとする。

種目	種類	所在	数量	使用に係る施設の範囲
水路	排水路	東根市大字観音寺字大門2 06-1の先	別紙のとおり	別紙、土地改良管理施設 他目的使用申請書添付書類 にて示すとおり。

第3条 甲は、前条の施設を、次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるものとする。

用途または目的	使用の方法
合併処理浄化槽処理水の放流	別紙、土地改良管理施設他目的使用申請書添付 書類にて示すとおり。

2 乙は、前条の施設を、前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならないものとする。

第4条 使用期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第5条 維持管理協力費は、1箇年 ¥ 円とする。

第6条 乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの維持管理協力費を甲の発行する納入告知書により指定する期日までに納入するものとする。

第7条 乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第 8 条 乙は、当該使用により甲の管理する施設に損害を与え又は与えるおそれがあるときには、甲の指示により乙の負担において必要な措置をするものとする。

第 9 条 乙は、第 4 条に規定する期間が満了したとき又は他目的への使用する必要がなくなったときは、速やかに他目的への使用に係る施設を現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第 10 条 甲は、乙が、この契約に定められた事項及び別紙添付の使用条件に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第 11 条 この契約にあたり連帯保証人は、乙に債務不履行が生じた場合は、その責を負うものとする。

第 12 条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき又はこの契約を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証明するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 管 理 者 山形県東根市
東根市土地改良区
理事長 印

乙 他目的使用者 東根市大字野川 2 0 7 4 - 9 3
土地 太郎 印 ※押印を忘れずに

丙 連 帯 保 証 人